

令和5年 八潮市農業委員会10月総会 議事録

1 開催日 令和5年10月25日(水)

2 開催時間 午後2時00分から

3 会場 市役所第2会議室

4 出席委員 12名

会長 1番 小早川喜一

会長職務代理者 2番 鈴木 新一

委員 3番 大塚 一宏 10番 松田 淳一

4番 齋藤 富子 12番 石井 清巳

5番 福岡 達則 13番 関根 幸子

7番 新井 孝美 14番 荻野 透

8番 鈴木 隆 15番 白倉 明久

5 欠席委員 3名

6番 飯山 敏行 11番 荻野 勝利

9番 田中 幸夫

6 議事日程

第1 会長挨拶

第2 議事録署名人の選任

第3 書記任命

第4 議 事

議案第14号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件

議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請認定の件

7 転用等届出受理報告

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出の件

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定により転用届出の件

報告第3号 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の要件確認について

8 その他

9 農業委員会事務局職員

局長 瀧沢 昭仁

係長 清水 茂

主任 五十嵐陽子

開会 午後 2時00分

### ◎開会の宣告

○事務局長 皆さん、こんにちは。

定刻になりましたので、ただいまより八潮市農業委員会10月総会を開会いたします。

定足数につきましては、農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」とあります。

在任委員数は15名ですので、8名以上の委員の出席が必要となりますが、本日は12名出席となっております。定足数に達しており、本日の農業委員会は成立していますことをご報告いたします。

なお、6番の飯山敏行委員、9番の田中幸夫委員、11番の荻野勝利委員におかれましては、欠席の連絡を受けておりますので、ご報告をさせていただきます。

それでは、開会に先立ちまして、小早川会長よりご挨拶をお願いいたします。

---

### ◎会長挨拶

○会長 皆様、こんにちは。委員の皆様にはご多用な中を10月総会にご出席いただきましてありがとうございます。

また、今月6日に吉川市で行われました四市町農政研究会の研修会及び懇親会にお忙しい中を出席していただきましてありがとうございます。講師の、短い時間であったのですが、1時間しかなく、90分くらい欲しいところでしたが、一通りの内容で説明を受けたわけです。

それから、22日、市民まつりが行われました。天候にも恵まれて、公式の人数が13万1,000人です。きのう、局長さんにどういうカウントの仕方をしたのかと聞いたのですが、ある一定の面積を選出して、そこにいる人をカウントするのだそうです。そしてそれを面積倍するとこの13万人というのが出てくる。いろいろな統計上の計算の仕方はあると思うのですが、確かに多くの方がいらっしゃいました。私、午前中だけちょっといたのですが、メセナの駐車場、あそこですね。それから、八潮中のほうの会場にも大勢の方々が見えていました。4年ぶりですか、多くの市民の方にご来場いただいて、大変盛況の中で行われたのかと思いました。

それでは、この後、総会の議題、ご審議をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○事務局長 ありがとうございます。

本日の傍聴者につきましては出席の方がおりませんので、ご報告申し上げます。

ここで、資料の確認をさせていただきます。

資料の不足、乱丁等がある場合は、恐れ入りますが、手を挙げてお知らせください。

① 八潮市農業委員会10月総会次第

② かすかべのうりんナビ 越谷市の〇〇農園さんが、S-GAPを取得した記事などが載っておりますので、後ほど参考にご覧ください。

③ 活動記録簿（10月～11月分）5枚

④ 農業経営及び農地利用状況に関する調査表

こちらは、封筒に入っているものでございます。該当のある方のみですが、8月1日付の調査未提出者に対しまして、回収に伺っていただきたい方の調査表をお配りさせていただきました。後ほど改めて説明しますが、よろしくお願いいたします。

以上、資料は調査表のない方は3点、ある方は4点になります。

資料の漏れ等はないでしょうか。

それでは、次第に基づき、議事に入りたいと思います。

議事の進行につきましては、八潮市農業委員会総会会議規則第4条の規定に、「会長は、総会の議長となり議事を整理する」とうたわれておりますので、小早川会長に議事の進行をよろしくお願いいたします。

次第3の議事録署名人の選任から次第7のその他まで、よろしくお願いいたします。

---

#### ◎議事録署名人の選任

○議長 それでは、次第に基づきまして進めさせていただきます。

次第3の議事録署名人の選任でございますが、こちらからご指名してよろしいでしょうか。

—— 委員より「はい」の声あり ——

○議長 ありがとうございます。

それでは、4番、齋藤富子委員、13番、関根幸子委員にお願いいたします。

---

#### ◎書記任命

○議長 次に、次第4の書記任命についてでございますが、瀧沢事務局長にお願いいたします。



変更しました。そのことによりまして、当初ここに敷く予定であった掘削土、現場発生土の置場が足りなくなるということで、新たに土地を借りて、土の置場のスペースを確保するために申請されたものとなります。また、1枚戻っていただきまして、6ページのほうなんですけれども、詳細は、このような形になっておりまして、左下のところが〇年の〇月に既に許可になったところ、右上のちょっと濃くなっているところが今回申請するところです。下にちょっと四角い部分で4つに区切られていますが、ここに田んぼの掘削した土を置いて、シートをかけて養生して、工事が終わったときはこのシートにくるまれた田んぼの土ですね、これを元に戻す、このような計画になっております。

それでは、各議案について説明してまいりますので、次第の1ページのほうにお戻りください。まず、議案第14号、こちらが農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請に係る認定の件となります。

番号1、申請者、〇〇〇番地、〇〇〇株式会社〇〇支社〇〇〇所長、〇〇〇、土地の所在ですが、変更前、既に現在許可されている土地は、〇〇字〇〇〇番地〇外15筆で、地目は登記地目、現況地目とも田、面積が〇〇〇平米、こちらが許可済の場所となります。

これに対して、今回新たに申請される部分が、5条の許可申請の部分となりますので、以下、14号に書いてあることは15号に書いてあることと内容は同じですので、この後は議案第15号に記述された内容に沿って説明させていただきたいと思っておりますので、少し飛んで、次第の3ページをご覧ください。こちらが新たな部分、農地法第5条に規定される許可申請の部分となります。譲渡人のところから説明させていただきます。譲渡人、今回は賃貸借なので貸人になります。〇〇〇番地、〇〇〇、土地の所在、〇〇字〇〇〇番地〇、先ほどの地図で右上にあったところとなります。

登記地目、田、現況地目、田、地積〇〇〇平米、権利の内容は賃借権の設定で、期間は既に許可済の賃貸借契約部分の満期に合わせて令和7年12月21日までとなっております。当初計画だと3年間、そちらの工期に合わせた、こちらの転用目的の資材置場、掘削した発生土の置場なんですけれども、こちらの一時転用となります。

次に、隣の4ページをご覧ください。申請地の概要は、おおむね10ヘクタール以上の規模の集団的農地の区域にある農地で第1種農地となります。ここの第1種農地についてなんですけれども、現場のほう、実は〇〇〇の工事がもう大分始まっておりまして、集団的とは言えないような分断された状況に近い、そう見て取れるような状態ですので、その状況を地図とか写真を含めて県のほうに報告しまして、もう第1種農地ではないという判断をしてもよろしいのではないのでしょうかということで、お伺いを立てております。また次第のほうに戻ります。申請理由は、先ほど冒頭に説明したとおりなので省略させていただきます。

資金計画、調達計画につきましては、借地料、造成工事費等としましてご覧の金額を自己

資金で賄うということで、金融機関の残高証明書が提出されております。

周囲農地への被害防除策でございますが、こちらの申請地の北側は道路、東側は水路、南西部は転用施工中の土地でありまして、隣接する農地はございません。全体計画におきましては、土砂流出防止柵、及びシートを設置して隣接地への被害を防止する計画となっているところでございます。そのほか、現地の様子は8ページの写真のとおりです。ちょっと白黒で分かりづらいかもしれませんが、このような状況となっております。

事務局からは以上です。

○議長 ありがとうございます。

それでは、同議案につきまして、地区担当、7番の新井孝美委員より現地調査の結果並びに補足説明がございましたらお願いいたします。

○7番（新井孝美委員） 7番、新井です。

18日に事務局から連絡があり、20日に現地調査してまいりました。

ふだんから農地の見回り等で回っている箇所ではございますけれども、改めて状況を確認してまいりました。

田植え、また稲刈りも済まれている、写真で見ると、稲株、異常な高温状態で30センチ以上伸びています。ここの田んぼだけではなく、もう近隣の田んぼも稲株のほうは伸びていますけれども、また来年度に向けての耕作に対して問題はなかろうかと思っております。

それとここの耕作者、〇〇さんからの依頼で大塚委員のほうで耕作しています。いつもきれいな状態を保っているのですが、また工事が終了後戻ってきても、次回の耕作のほうは問題なかろうかと思っております。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局と新井委員より、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請認定の件及び許可申請認定の件について説明がございましたが、何かご質問、ご意見等がございましたら、自席から番号、氏名を述べ、発言をお願いいたします。

よろしいですか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 それでは、ないようですので、議案第14号及び第15号につきまして挙手にて採決をしたいと思っております。

原案どおり賛成の方の挙手をお願いいたします。

———— 挙手全員 ————

○議長 ありがとうございます。

挙手全員でございますので、本案は原案のとおり可決いたします。

---

◎転用等届出受理報告

○議長 次に、次第6、転用等届出受理報告につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次第の9ページをご覧ください。

まず、報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、駐車場敷地1件、住宅敷地1件、合計2件の届出を受理いたしました。

次に、次第の10ページをご覧ください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出につきましては、記載のとおり、共同住宅敷地1件、住宅敷地6件、資材置場等3件、合計10件の届出を受理いたしました。

最後に、13ページをご覧ください。報告第3号 農地法第6条第1項による農地所有適格法人の要件確認について、ご説明します。初めに農地所有適格法人とは、農地等の権利を取得し、農業を行うことのできる法人です。法人が農地等の権利を取得するには、農地法第3条により、農業委員会の許可を受けることが必要ですが、この場合には、法人の形態等、法第2条第3項に規定する農地所有適格法人の4つの要件を満たしていないと許可できないことになっています。また、法第6条第1項の規定により、農地所有適格法人は、毎事業年度の終了後3か月以内に、事業の状況等を農業委員会に報告することが義務付けられておりますが、八潮市内にある記載の2つの法人から、添付はしておりませんが、様式例第5号の1、農地所有適格法人報告書の提出があり、確認が終わりましたので報告するものです。届出の報告については以上でございます。

○議長 ありがとうございます。

それでは、この後、届出の内容を確認する時間を設けますので、その後質問がございましたら、お願いいたします。

後ろの時計で30分まで時間を設けますのでお目通しをお願いいたします。

——— 資料確認 ———

○議長 皆様よろしいでしょうか。転用等届出受理報告につきまして、何かご質問がありましたら、挙手にて自分の座席番号、氏名を述べて発言をお願いいたします。

3番、大塚委員。

○3番（大塚一宏委員） 3番、大塚です。

13ページの2番の〇〇〇さんは経営面積、田んぼ0.5ヘクタールとありますが、田んぼを作っているんですか。田んぼで稲を作っているのか、それとも野菜を作っているのか。



○事務局 恐らく市外のほうだと思わすけれども、自分でやられているか、誰かに作業委託されているかはちょっと確認はしていないんですけれども。

○3番（大塚一宏委員） 半分従業員が作っているということ。

○8番（鈴木隆委員） 客土して。

○3番（大塚一宏委員） 客土して。

○8番（鈴木隆委員） 客土しないと、だって田んぼは作れない。

○3番（大塚一宏委員） では、とりあえず登記上の田んぼということですか。

○事務局 いや、これはおそらく市外に持っている田んぼだと思います、確認しているわけではないんですけれども、誰かに作業委託している田んぼではないかなと思います。

○2番（鈴木新一委員） 私が知っている範囲だと、春日部のほうに5反ほど購入して、それを〇〇のほうの出身なんですけれども、同級生に耕作していただいている。

○3番（大塚一宏委員） そうなんですか。分かりました。

○議長 よろしいですか。

○3番（大塚一宏委員） はい。

○議長 ほかにございますか。

8番、鈴木委員。

○8番（鈴木 隆委員） 8番、鈴木です。

今の13ページなんですけれども、農地所有適格法人ということで、4つの条件を満たさないといけないということをお先ほど説明がありましたけれども、その4つの条件というのはちょっとお聞きしたいのですけれども。

○事務局 それでは、農地所有適格法人の4つの要件といたしましては法人形態ということで、株式会社（公開会社でないもの）あるいは農事組合法人、持分会社、あと2番目としまして、事業内容が主たる事業が農業（農産物の加工・販売等の関連事業を含む）ということで、売上高の過半、3番目に議決権、農業関係者が協議決定の過半を占めること、4番、役員、役員過半が農業の常時従事する構成員であること、役員または重要な使用人の一人以上が農作業に従事すること、こちら4つの条件を満たすこととなっております。

以上です。

○8番（鈴木 隆委員） ありがとうございます。

○議長 ほかにございますか。

———— 委員より意見なし ————

○議長 ないようでしたら、これで転用等届出受理報告は終わりといたします。

## ◎その他

○議長 続きまして、次第7、その他にまいります。

農業経営及び農地利用状況調査表、八一調査ですね。その再配布についての説明をお願いいたします。

○事務局 次第7、農業経営及び農地利用状況調査の再配布についてご説明いたします。

こちらは配付資料はございませんので、口頭で説明させていただきます。

本日までの回収率は約92%となっております。

コロナ対策の一環で、ここ3年は郵送で行っており、本年度も郵送で再提出をお願いしましたが、まだ数名の方が未提出となっております。該当する委員さんの担当地区内の未提出分の調査表を用意いたしましたので、可能な範囲で結構ですので、訪問していただき、調査のご協力を行っていただければと思います。中に返信用封筒も入っておりますので、回答は郵送でも、直接回収でも構いません。配布のご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

内容につきまして何かご質問がありましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 よろしいですか。

それでは、再配布は可能な限りで結構ということでございますので、よろしくお願いいたします。

次に、農業祭における米の無料配布について、事務局よりお願いいたします。

○事務局 先月の総会で農業祭のときに、農業委員会の事業としまして、従来と同様に米の無料配布をしましょうということに決まったところです。それで日時は12月3日なんですけれども、参考までに前回のときは11時半から米の無料配布を行っております。この先農業祭実行委員会の会議で正式に決まると思うんですけれども、米の無料配布を農業委員会の委員さんでやるのですけれども、何名で当日やるか、その人数ですね、当日米の無料配布を行っていただく委員さんを、あと1か月少しなので今日決めていただきたいと思います。

それから、11時から小松菜の無料配布が行われまして、ほぼ同じ場所で、30分置いて、11時半から米の無料配布、ビニール袋に入れて、1袋300グラムです。今回は農業委員会から支給された2万円で用意できたのが、全体で176袋でした。今年どのくらいできるかわからないんですけれども、当日の担当者を決めていただきたいと思います。

あと農業祭自体の参加なんですけれども、前回までやっていたときは朝の開会式に全員来ていただいて、開会式のときに司会者から呼ばれましたら、正面に全員並んでいただきまし

て、司会者から「農業委員会の皆さんです」と紹介を受けていたところなんですけれども、今回も同様にするか。開会式が終わると、直接農業祭の役員さんになっている方や米の無料配布に割り当てられている方はそれで仕事があるんですけれども、ほかに特に農業委員さん、農業祭で役員等になっていなければ、やることなく、それも含めて、開会式のほうは全員集合いただくかどうか、米の無料配布の担当と併せて今日ご協議いただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長 まず、お米の無料配布をする方ですね、これは3名くらいで……

○事務局 できると思います。事務局も手伝いますので。

○議長 前回、その場にいた人でやっちゃったんですけれども、でも一応3名くらいはお願いしてもらおう。もしやってもいいよという方がいたら、よろしくお願いいたしますのんですけれども。

○事務局 あとそれと前回の会議で米を、大塚委員が作っている米でどうかという意見が出たと思うのんですけれども、その点が可能かどうか。1個1個ビニールでパックしなければいけないと思うので、手間がかかりますので、その辺も。

○議長 まず配布してというその係、係をやってもいい人……、新井さん、鈴木隆さん。

○3番（大塚一宏委員） 直売、そっちのほうの……

○8番（鈴木 隆委員） 時間が重なっちゃうとまずいよね。

○3番（大塚一宏委員） 園芸協会でいろいろ配布しているから、そういうのをやってない人ではないと。だから、やってない人。それにほかの役がない人。

○議長 もう一人くらい……、関根さんは大丈夫、当日。

○13番（関根幸子委員） はい。3日ですよ。

○議長 大丈夫。

○13番（関根幸子委員） はい。

○議長 では、新井委員、鈴木隆委員、関根委員にお願いいたします。

○3番（大塚一宏委員） 鈴木さん、大丈夫なの。

○8番（鈴木 隆委員） 私は即売会のほうの品物を渡さなくてはいけない担当なんですよ。

○議長 そうですか、そしたら、その後でね。

○8番（鈴木 隆委員） その後なら大丈夫だと思うんですけれども。

○議長 では、3日、米の無料配布のほうの3名の名前を挙げておきます。

それから、今度、米をどうするかということで、前、大塚さんの耕作したお米を使おうという話があったんですけれども、直売所にすべてお願いするとしたら、農協の吉川の米です。

（米の調整については、協議の結果、大塚委員と新井委員で調整することに決定。）

- 議長 それから、2点目です。農業祭のときの朝の開会式のときに、農業委員が出席して、中央の壇上で「農業委員の皆さんです」と司会から紹介されるんですけども、これはどうしますか。実際に農業祭のいろんな役で関わっている人は行かなければいけないのだけれども、そうでない人は朝早く、それだけに行くのも。
- あれはどういういきさつでやっているんですか。
- 2番（鈴木新一委員） 多分、機会がないので。
- 3番（大塚一宏委員） そうかもしれないね。
- 2番（鈴木新一委員） でも、広報とかで流さなかった。
- 3番（大塚一宏委員） まあ、ありますけれども。
- 2番（鈴木新一委員） でも市議会議員を全部呼んでいるかもしれないのでという、私のころはそうでした。
- 3番（大塚一宏委員） ああ、市議会議員。
- 議長 市議会議員は皆さん出た。
- 3番（大塚一宏委員） 皆さん出てもらって、その後に農業委員の紹介があるんですけども。
- 8番（鈴木 隆委員） 4年前はどうでしたか。
- 事務局 そのもう一つ前は農業祭当日に農地パトロールをやったんですね、それもあって全員来たんです。今はそんな農地パトロールを農業祭当日やることもないだろうということで。
- 3番（大塚一宏委員） 農業祭の途中で、10時だか10時半だかくらいから、1時間弱くらいの時間やりますので。
- 議長 全員で15名が。
- 3番（大塚一宏委員） とりあえず一人一人紹介したんだっけ。
- 事務局 前は「皆さんです」と、紹介されました。
- 3番（大塚一宏委員） 最初のころはやっていた気がするけれども、一人一人名前を呼んで、だけれども、前は……
- 議長 元年のときは皆さんで。
- 3番（大塚一宏委員） そうだよな、皆さんで。
- 8番（鈴木 隆委員） 行ける人、行けない人と聞けばいいんじゃないの。
- 3番（大塚一宏委員） 行ける人、行けない人。
- 8番（鈴木 隆委員） 「行ける人」と、手を挙げて。
- 3番（大塚一宏委員） 参加できる人……、出るんだったら全員やらないと、出れる人だけ、それはないんじゃないかと。
- 議長 今意見としては、出ない、全く出ないのと、それから、全員で紹介してもらおう、この

2つですが、どちらにしますか。

○8番（鈴木 隆委員） それこそ農業祭、久しぶりなので顔を見せておけばいいんじゃないですか、せっかくだから。

○議長 では開会式に出席ということで。あのときは帽子をかぶるんですか。

○3番（大塚一宏委員） かぶらないほうがいいような気がする。

○議長 別に、ネクタイはどうしますか。

○事務局 やはりやる前に、帽子はどうしますか、服装をどうしますかという話はしていたと思います。ただ、今回は皆さん、行きやすいように決めていただければいいんじゃないかと思っています。

○8番（鈴木 隆委員） 普通の格好でいいと思いますよ。

○議長 では、ノーネクタイ、帽子不要で。

ほかに係の用がない人はそれでお帰りになって、全員で紹介を受けましょう。

○8番（鈴木 隆委員） 何時集合ですか。

○議長 8時半からで、何分くらい、40分くらい。

○3番（大塚一宏委員） 開会式、開会式は30分弱でしょう。

○議長 30分弱。

○事務局 出席された農業委員さんはお昼、弁当が出ることになっているんですけども、もし用事がある人がいると、弁当がそんなに早く来るとは思わないので、開会式が終わった後、弁当がくるまでそのまま、そういう状況もあると思います。

○議長 その後用事がなくて、その辺どうしますか。一応農業委員会のほうでは弁当を用意して。

○事務局 過去の農業委員会だと、来月の総会するときでも間に合うのか、確認でもいいですけども、一応ちょっとその辺の調整も。

○議長 そうですね、それは11月の総会で。

○3番（大塚一宏委員） 特に園芸協会とか所属してない人、米の無料配布をやってもらう、そこまではいてもらえればいいじゃないですか。11時、それが終わればちょうど昼は弁当が多分きているだろうから。

○議長 小松菜の無料配布が11時からで、米は11時半からなので、無料配布をするととにかく並ぶんです、早々と。それは係の判断で、待ち時間を早めに開催して、そのところはそれなりに対応していただけたらと思います。

それでは、最後に次の日程について事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 次回につきましては令和5年11月24日金曜日、午後2時より、八潮メセナ2階の研修室Aで開催いたします。24日になりますのでご注意ください。また、場所もこのとこ

る第2会議室が続きましたが、次回はメセナとなりますので、お間違えのないようによろしくお願いいたします。

それと市役所の夏場における軽装でのクールビズは今月で終了となりますが、市役所では11月以降も働き方改革の一環として、試行的にはありますが、個人の判断でノーネクタイ等の働きやすい服装での執務も可能とする予定であります。正式な通知文書はまだ届いておりませんので、開催通知発送の際に改めてお知らせいたします。

以上です。

○議長 ありがとうございます。

ただいま事務局より11月の農業委員会の総会のご案内がございました。

それでは、最後に皆様から全体を通して何かありましたら、お願いいたします。

——— 委員より意見なし ———

○議長 特にならなければ、これにて議長の席をおろさせていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。ありがとうございました。

---

### ◎閉会の宣告

○事務局長 小早川会長、議事の進行大変お疲れさまでした。

また、委員の皆様には慎重審議をいただき、誠にありがとうございました。

それでは、閉会の言葉を鈴木新一会長職務代理よりお願いいたします。

○会長代理（鈴木新一委員） お疲れさまでした。

今日出るときにテレビのニュースで、トマトが3倍くらいの値段だということで、この前、トマトが高くなるということ、私の感覚ですと色々な品物が高くなって、農産物が高くなる、価格転嫁が進んでないということが、そのくらい全ての農産物が、確かに販売状況を見るとちょっと異常だなというふうには、11月に入るとあまり影響を受けなかったこともあるんですけども、価格が安定してくるのではないのかという見通しを立てているところです。

そういったことで、高温とか日照の影響が出ております。農業祭の出品がちょっとどうなるのかなという心配な部分があります。私が言うのも、野菜しか作ってないのであれですけども、少しでも多く出品していただくと、皆さん農家の人に話していただければと思います。

それから、新型コロナは大分落ち着いてきたようですけども、季節的にインフルエンザに感染する人が増えているので、皆さんも感染予防とか、睡眠とか、健康に気をつけていた

だきたいと思います。

それでは、本日は慎重審議、ありがとうございました。

以上をもちまして総会を閉会とさせていただきます。

○事務局長 ありがとうございました。

これにて散会といたします。大変お疲れさまでした。

閉会 午後 3 時 0 5 分